

広島文化学園大学人間健康学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島文化学園大学学則（以下「学則」という。）に基づき人間健康学部の履修及び単位の認定等に必要な事項を定める。

2 学生の将来の進路及び目標に応じ2年次前期よりスポーツ健康コース、又は健康福祉コースに分かれ専門教育を履修する。

3 学則第40条第4項に基づき各種資格取得について必要な事項を定める。

(配当年次)

第2条 授業科目の配当年次については、別表（教育課程表）に定める。

第3条 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に履修、修得することを原則とする。

2 上級学年の者は、下級学年に配当されている授業科目を履修することができる。但し、特別な場合を除いて、下級学年の者が上級学年配当の科目を履修することはできない。

(履修登録)

第4条 学生は、履修すべき授業科目について、指定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は、履修届を学生部に届け出ることによって行うものとする。

3 登録日以後の登録及びその変更は、原則として認めない。

4 既に単位を修得した授業科目及び授業時間が重複する授業科目は、履修登録をすることができない。

5 履修登録のされていない授業科目については、単位修得を認めない。

6 1学期あたりの履修登録単位数の上限は原則として、25単位とする。なお、集中講義は上限に含まないものとする。但し、当該学期の直前の学期におけるGPAが75以上の者は、上限を29単位として取り扱う。また、許可を得た場合は、追加の履修登録をすることができる。

(授業の不開講)

第5条 資格取得のための必修科目を除く選択科目において、履修登録者数が5名以下の場合には、授業を開講しないことがある。

(履修モデル)

第6条 学生は、スポーツ健康コース、又は健康福祉コースの履修モデルを参考にして必修科目並びに選択科目を履修し、体系的な履修に努めること。

(単位認定)

第7条 授業実施時間の3分の2以上出席していない授業科目については、原則として単位修得を認めない。

第8条 単位の認定は、平素の勉学状態、出席状態、試験・報告書及び論文等の成績を総合的に判定して行う。

(成績の評価)

第9条 成績の評価は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）及び不可（59点以下）でなされ、優・良・可を合格とし、所定の単位が認定される。不可は不合格とし、単位は認定されない。

2 成績と評価基準は、次の通りとする。

評語	GPA	点数
秀 (S)	4	90 点以上
優 (A)	3	80 点以上
良 (B)	2	70 点以上
可 (C)	1	60 点以上
不可 (D)	0	59 点未満

3 前項の成績評価を基に、単位あたりの成績評価平均値（GPA 値）を、以下の方法で算出する。

$$\frac{(\text{秀 (S) の単位数} \times 4 + \text{優 (A) の単位数} \times 3 + \text{良 (B) の単位数} \times 2 + \text{可 (C) の単位数} \times 1) \times 25}{\text{成績評価を受けた科目の総単位数}}$$

成績評価を受けた科目の総単位数

（追試験）

第 10 条 病気、就職試験、その他やむを得ない事由のため期末試験に欠席した者は、追試験受験願（様式 1）とその事由を証明する書類（医者の診断書、事故又は延着証明書等）を提出し、認められれば追試験を受けることができる。但し、追試験手数料として 500 円を納入しなければならない。

（再試験）

第 11 条 期末試験不合格者は、再試験受験願（様式 1）を提出し、認められれば、再試験を受けることができる。再試験で認定された単位の評価は「可」とする。但し、再試験受験者は再試験手数料として 1,000 円を納入しなければならない。

（試験での不正行為）

第 12 条 試験等において不正行為をした者、若しくは不正行為があったと認められた者に対しては、当該科目を不合格とし、内容により、その後の全試験科目の受験を認めない。

2 不正行為の内容については、別に定める。

（卒業研究への履修制限）

第 13 条 3 年次末において、修得単位数が 80 単位未満の者は、卒業研究を履修することができない。但し、2 年次編入生の場合は 50 単位未満、3 年次編入生の場合は 26 単位未満の者は、卒業研究を履修することはできない。

（チューター制）

第 14 条 学生の修学及び学生生活に関し、必要な指導と助言を行うためにチューター制を設ける。チューターの具体的な配置については、別に定める。

（卒業の認定）

第 15 条 本学部を卒業するためには、学生は 4 年以上（2 年次編入学生においては 3 年以上、3 年次編入学生においては 2 年以上）、長期履修学生は計画的に履修を進め 6 年以上それぞれ在学し、124 単位以上を修得しなければならない。

（実習）

第 16 条 実習（教育実習、相談援助実習、精神保健福祉士実習）は、2 年次以降に行う。

2 実習の時期、実施方法その他の教育実習に関する必要な事項は、事前に発表する。

3 実習の受講資格については、別に定める。

（教育職員免許状）

第 17 条 卒業の認定を受ける学生が、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所定の科目を履修し、所要の単位を

修得したときには、中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）の教育職員の普通免許状の授与の資格を取得することができる。

2 所定の科目、履修条件、実施方法等については、別に定める。

（社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験資格）

第 18 条 卒業の認定を受ける人間健康学部の学生が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条に基づき、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得したときには、社会福祉士国家試験受験資格を有することができる。

2 卒業の認定を受ける人間健康学部の学生が精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）第 7 条に基づき、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得したときには、精神保健福祉士国家試験受験資格を有することができる。

3 社会福祉士及び精神保健福祉士の指定科目、履修条件、実施方法等については、別に定める。

（社会福祉主事任用資格）

第 19 条 卒業の認定を受ける学生が、厚生労働大臣の指定する社会福祉主事任用に関する科目で、本学の開講科目を 3 科目以上修得したとき、学長は、社会福祉主事任用資格を取得したことを証明することができる。

（その他）

第 20 条 本規程に定めるものの他、必要な事項については、学長が人間健康学部教授会の意見を聴いてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（第 4 条 6 1 学期あたりの履修登録単位数の上限緩和追加による一部改正）

3 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（第 4 条 6 1 学期あたりの履修登録単位数の上限緩和、及び 第 5 条（授業の不開講）の追加による一部改正）